

IFRS news

IFRSクイズ: ヘッジデリバティブと組 込デリバティブ

May 2012

PwC アカウンティング・コンサルティング・サービスの金融商品チームは、かつて、「組込デリバティブはいたるところにある」というスローガンを掲げていました。しかし、組込デリバティブを探し出すことは至難の業です。今月のIFRS newsでは、金融商品のスペシャリストであるMenno Hackenが組込デリバティブとヘッジのテーマに分けてIFRS quizを出題します。PwC IFRS版「ウォーリーを探せ」で金融商品でも特に難しい2つの領域について、あなたの知識を試してみてください。高得点をあげるためには、PwC inform に掲載されているトピック・サマリー、[embedded derivatives](#) や [hedging](#) が参考になるでしょう。

組込デリバティブ

Q1: 組込デリバティブとは何ですか？

- (a) 金融商品に付帯しているが、契約上、当該金融商品とは別個に譲渡できるか、または当該金融商品とは相手先が異なる。
- (b) 非デリバティブの主契約も含んだ混合金融商品の構成部分であり、その効果として、混合金融商品のキャッシュ・フローの一部が、単独のデリバティブと同様に変動する。
- (c) 上記の両方。

Q2: 以下のうちどれが、主契約と区分して会計処理すべき組込デリバティブの条件ですか？

- (a) 組込デリバティブの経済的特徴およびリスクが主契約の経済的特徴およびリスクと密接に関係していない。
- (b) 組込デリバティブは区分して会計処理されない。主契約が組込デリバティブを含んでいる場合には契約全体が公正価値で測定される。
- (c) これは会計方針の選択であるため、両方とも正解。

Q3: 密接に関連しているかどうかの判定はいつ行わなければならないませんか？

- (a) 契約の当初認識時—通常は契約開始時に実施する。契約条件の変更がない限り、当初におけるこの判定は修正されない。
- (b) 契約期間を通じて継続的に行うが、市況が変動した時のみ実施する。
- (c) 契約開始時と各報告日の両方に実施する。

Q4: リース契約が借手の特定の関連する売上高に基づく変動賃料を含む場合があります。このような偶発的な条件は組込デリバティブに該当しますか？

- (a) リースの主契約に密接に関連するとみなされ、区分して会計処理されない組込デリバティブである。
- (b) 組込デリバティブだが、リースの主契約と密接に関連しているとみなされず、そのため区分して会計処理される。



(c) 組込デリバティブではない。

Q5:A 社は、銀行から固定金利5%でC1百万の融資を受けています。この融資は、四半期ごとの分割払いで返済されます。負債には、各四半期の初日にA社が行使できる期限前償還オプションが含まれています。行使価格は、元本の負債残高プラスC100,000のペナルティです。この期限前償還オプションは、組込デリバティブですか、また、もしそうであれば、区分して会計処理されますか？

- (a) はい、これは組込デリバティブです。期限前償還オプションは密接に関連しており、ゆえにこの期限前オプションを区分して会計処理する必要はありません。
- (b) はい、これは組込デリバティブです。期限前償還オプションは主契約たる負債性金融商品に密接に関連していないため、区分して会計処理する必要があります。
- (c) いいえ、期限前償還オプションは組込デリバティブではありません。

解答 1-5

Q1:B – 契約期間にわたるキャッシュ・フローの変動は、複数の組込デリバティブの存在を示す重要な指標です。この混合金融商品の例の一つは、FTSE100 指数の変動に連動した金利を支払うローンです。この契約のうち、元本を返済するという構成要素が主契約にあたります。すなわち、これが、あらかじめ決められた条件およびあらかじめ決められたキャッシュ・フローの「基本的状態」です。FTSE100 指数の変動に連動した金利を支払うという構成要素は組込デリバティブにあたります。この構成要素が主契約のキャッシュ・フローの一部または全部の変動を引き起こします。

Q2:A – IAS 第 39 号第 11 項に従い、次の 3 つの条件をすべて満たす場合には、組込デリバティブは主契約から分離して、デリバティブとして会計処理しなければなりません。

- 組込デリバティブの経済的特徴およびリスクが、主契約の経済的特徴およびリスクに密接に関連していない
- 組込デリバティブと同一条件の独立した金融商品ならば、デリバティブの定義に該当することになる
- 混合金融商品が、公正価値で測定され公正価値変動を純損益に認識するものではない

Q3:A – この当初の判定は、契約条件の変更がない限り修正されません。この場合の変更とは、組込デリバティブ、主契約、またはその両方に伴う予想将来キャッシュ・フローが過去に予想されていたキャッシュ・フローと比較して大幅に修正されるものでなければなりません。

Q4:A – 売上高に基づく変動賃料は、主契約であるリース契約と経済的特徴およびリスクが同じであるため密接に関連しているとみなされます。そのため、売上高に基づく変動賃料を区分して会計処理することはできません。

Q5:B – 適用ガイダンスは、オプションの行使価格が、各行使日において、主契約たる負債性金融商品の償却原価とほぼ等しい場合を除き、これらの組込デリバティブは主契約たる負債性金融商品とは密接に関連していない、と説明しています。[IAS 第 39 号 AG30 項(g)] 支払違約金が固定額であるとした場合、これは分割返済のローンであるため、オプションの行使価格(元本残高+ペナルティ)は、各オプションの行使日現在の負債の償却原価を常に上回ることになります。

ヘッジ

Q6: 以下の項目のうち、IAS 第 39 号に基づき、ヘッジ手段の金融商品として一般的に容認されているのはどれですか？

- (a) 連結会計におけるグループ企業間のデリバティブ取引、金利スワップ、および先渡契約。
- (b) 売建オプション、金利スワップ、および先渡契約。
- (c) 買建オプション、金利スワップ、および先渡契約。

Q7: 以下の項目のうち、IAS 第 39 号に基づく適格なヘッジ対象はどれですか？

- (a) 金融商品のリスクの構成要素および金融資産と金融負債の純額ポジション。
- (b) 非金融商品のリスクの構成要素および金融資産と金融負債の純額ポジション。
- (c) 金融商品のリスクの構成要素および発生の可能性が非常に高いと予想される取引。

Q8: ヘッジの文書の作成はいつ行うべきですか？

- (a) ヘッジの文書化は、IAS 第 39 号の要求事項ではない。
- (b) ヘッジの文書化は、当該ヘッジがヘッジ関係において指定されている報告期間末日より前に作成されなければならない。
- (c) ヘッジの文書化は、ヘッジの開始時に作成されていなければならない。

Q9: キャッシュ・フロー・ヘッジを中止しなければならないのはどのような場合ですか？

- (a) ヘッジ手段が、失効、売却、終結、または行使されたとき。
- (b) ヘッジがもはやヘッジ会計の要件を満たさなくなったとき、たとえば、有効性テストを満たさなくなったときなど。
- (c) 上記の両方。

Q10: 以下の説明のうち正しいものはどれでしょう？

- (a) デリバティブの公正価値における変動の有効部分は、公正価値ヘッジの場合はその他の包括利益、キャッシュ・フロー・ヘッジの場合は純損益に認識される。
- (b) デリバティブの公正価値における変動の有効部分は、公正価値ヘッジの場合は純損益、キャッシュ・フロー・ヘッジの場合はその他の包括利益に認識される。
- (c) デリバティブの公正価値における変動の有効部分は、公正価値ヘッジの場合はその他の包括利益に、キャッシュ・フロー・ヘッジの場合はその他の包括利益に認識される。

解答6-10

Q6: C — 報告事業体の外部の当事者を相手方とするデリバティブのみが、ヘッジ手段として指定できるため、A は誤りです。グループ企業間のデリバティブ取引はグループの連結財務諸表においてヘッジ手段として指定できません。しかし、グループ企業間のデリバティブ取引は、グループ内の個々の企業の単独または個別財務諸表において、当該企業にとって外部取引である限り、ヘッジ会計として適格である可能性があります。

企業が売り建てているオプションの潜在的損失は、関連するヘッジ対象の価値における潜在的利得よりも著しく大きくなる可能性があるため、通常、売建オプションはリスク・エクスポージャーを高めます。したがって B は誤りです。言い換えれば、売建オプションは、ヘッジ対象の純損益エクスポージャーを減少させるのには有効ではありません。そのため、一般的に、売建オプションはヘッジ手段として適格ではありません。

それ以外において、IAS 第 39 号は、(ヘッジ会計の条件が満たされている限り、)デリバティブがヘッジ手段として指定され得る状況を制限していません。

Q7:C-経営者は、純額ポジションの全体をヘッジ対象として指定できません。これは、類似する資産および負債のポートフォリオに共通するリスクのヘッジは、ヘッジ手段に係る利得または損失の全体をポートフォリオの中の個々の項目に対して配分することが必要となるためです。

Q8:C - IAS 第 39 号に基づくヘッジは、文書化が整って初めて行うことができます。これはヘッジの濫用防止を意図するもので、経営者は通常の会計処理から変更した根拠を示すためにヘッジ戦略を文書化する必要があります。

Q9:C - 予定取引の可能性が非常に高いとはいえなくなった、もしくは発生が見込まれない、または企業がヘッジの指定を取り消した場合、企業はキャッシュ・フロー・ヘッジ会計も中止しなければなりません。

Q10:B - キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジ手段に係る利得または損失のうち有効なヘッジと判定される部分は、その他の包括利益に直接認識しなければなりません。ヘッジ手段に係る利得または損失のうちの非有効部分は、純損益に認識しなければなりません。

公正価値ヘッジにおいて、ヘッジ手段を公正価値(デリバティブであるヘッジ手段の商品の場合)で再測定することによる利得または損失は、純損益に認識しなければなりません。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得または損失は、ヘッジ対象の帳簿価額を修正して、純損益で認識されます。

あらた監査法人
東京都中央区銀座 8丁目 21番 1号
住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)
お問い合わせ: aratapr@jp.pwc.com

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. It does not take into account any objectives, financial situation or needs of any recipient; any recipient should not act upon the information contained in this publication without obtaining independent professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2012 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.